

## 事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地法律事務所 / 日本部  
パートナー弁護士 法学博士 熊琳



### 第237回

### 中国で新たに公布された経営者集中に関する独占禁止コンプライアンスガイドライン

中国国家市場監督管理総局（以下「SAMR」）は、2023年9月5日に「経営者集中独占禁止コンプライアンスガイドライン」（以下「本ガイドライン」）を公布しました。SAMRによると、本ガイドラインは強制的なものではなく、経営者集中に関する独占禁止コンプライアンスの一般的な指導を行うだけと明確にしていますが、企業は自らの特徴を踏まえ、内部のコンプライアンス管理制度を整備し、管理体制を制定することができます。その内容と注意点等は、日系企業にとって参考となりますので、今回はその内容について説明いたします。

#### ◇日系企業の経営活動が経営者集中の審査による影響を受けた事例

中国の独占禁止法は、経営者集中審査が域外にも効力を及ぼすと定めていますので、日系企業が海外で実施するM&A（合併・買収）取引も影響を受けることがあります。

以前、日本国内のA社とB社は共同で、日本国内に新会社を設立する準備をしており、その弁護士が新会社設立計画を審査した際、A社とB社は中国国内でともに多額の売上高があることに気がつきました。このためSAMRに経営者集中の申告を行う必要があると考えましたが、A社とB社の一部から、新会社の事業内容は中国と直接の関係はないため、中国政府に申告する必要はないのではないかという意見が出されました。念のため、弁護士からSAMRへ事前に相談し、SAMRに経営者集中の申告を行う必要があると確認しましたが、新会社の事業内容は、中国国内の関連市場に及ぼす影響は低いと思われたため、簡易プロセス申告を適用できる可能性があり、これによって時間とコストを節約することができました。適切な準備と対応を行った結果、SAMRは今回の取引には競争の排除や制限の効果はないとして、最終的に審査はスムーズに完了しました。

#### ◇ガイドラインで特に注目すべき内容

1. 本ガイドラインでSAMRは、企業が経営者集中に関する独占禁止コンプライアンス管理を強化することを提案し、これを奨励するという立場を表明しています。これには次の内容が含まれています。

- (1) 企業が経営者集中独占禁止コンプライアンス管理の関連部署を設立するか、その役目を担う者を指定し、コンプライアンス管理部署は専門機関に協力を依頼して関連業務を行うことを提案する。

- (2) 一定の規模で集中行為を頻繁に行う経営者が、経営者集中に関する独占禁止コンプライアンス責任者を設け、経営陣の中からコンプライアンスや法務担当の高級管理者を手配して担当させることを奨励する。

- (3) M&A投資業務と密接に関連のある投資・法務・財務等の部署の従業員へ独占禁止に関する研修を十分に行うことを提案する。

- (4) M&A投資の決定と執行プロセスにおいて、経営者集中に関する独占禁止コンプライアンス審査のプロセスを追加し、経営者集中独占禁止の法的リスクの識別と評価、早めの申告準備と相応するリスクヘッジ措置をしっかりと行うことを提案する。

(5) 企業が経営者集中独占禁止コンプライアンスリスク対応体制を構築し、異なる法的リスクへの対応策を制定することを奨励する。

(6) 企業が相応のコンプライアンス報告・評価・諮問・研修・賞罰・奨励制度を制定することを奨励する。

2. 経営者集中という概念・主なケース・申告基準・申告免除の条件と申告義務者の確認および責任等について、整理と説明を行っています。

3. 違法な経営者集中かどうかを判断する基準のうち、「集中を実施したか否か」についての判断基準を明確化しています。すなわち、経営主体登記か権利変更登記を完了したか、高級管理者を任命・派遣したか、経営の決定と管理やデリケートな情報を他の経営者と交換し、実質的に業務を統合すること等に参与したかどうかです。

4. 違法な経営者集中を実施した場合の法的責任を整理しています。

5. よくある注意点を整理し、次の通り事例を説明しています。

(1)「前会計年度に中国国内での売上高が4億元を超える」という場合に、申告する必要のある主な事例。

(2) 支配権の認定や売上高の計算が不正確で、取引が経営者集中を構成しないと誤審され、法による申告を構成しなかった違法の事例。

(3) SAMRに申告して認可を得るまで、企業は経営者集中を実施してはならず、実施した場合は違法行為を構成する。

6. SAMRの審査は、市場支配力の変化を考え、「競争を排除、制限する効果があるか、またはその可能性があるか」を中心として総合的に審査し、判断するとしています。

#### ◇日系企業へのアドバイス

SAMRが本ガイドラインを公布したことは、企業に経営者集中に関する独占禁止審査制度の認識と執行力をさらに強化するよう求めるとともに、SAMRが経営者集中審査の取り締まりを一層厳格化することを示しています。申告する必要があるかどうかの実務的な判断も不確定で困難なため、日系企業は、これに関するコンプライアンス性の確認と対応をさらに重視する必要があります。

## 北京の新エネ車生産台数、25年に30万台超へ=実行計画を発表

中国メディアの中新網によると、北京市でこのほど開かれた国際会議「2023年世界スマート・コネクテッドカー大会」で、北京市経済情報化局が新エネルギー車（NEV）の普及に向けた実行計画を発表し、2025年までに北京市のNEV生産台数を30万台超とする目標を明らかにした。

実行計画によれば、北京市は今後、イノベーションの強化によりネットワーク用の車載半導体などNEVの中核部品の開発を推進。また、産業間の連携強化により部品の供給力を強化する。さらに、自動車産業の構造を最適化しNEVの生産量を拡大する。



北京で開かれた「2023年世界スマート・コネクテッドカー大会」の様子=9月24日（EPA時事）